神戸女子大学・神戸女子短期大学副学長規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 40 条第２項及び神戸女子短期大学学則第 34 条の第２項の規定に基づき置かれる副学長の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任　務）

第２条　副学長は、学長を補佐し、大学及び短期大学（以下「大学」という。）の運営業務を分担執行するほか、学長の命を受けて校務をつかさどる。

２　副学長は、自ら執行した校務結果等について学長に報告するものとする。なお、報告を受けた学長は、必要に応じて副学長と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第３条　副学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育・研究活動を適切、効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が部局長等会議の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第４条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

(1) 副学長の任期が満了するとき。

(2) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。

(3) 副学長が欠員となったとき。

（任　期）

第５条　副学長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

２　第４条第２号又は第３号の規定に該当する場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務分担）

第６条　副学長の職務分担については、学長が定める。

（授業等の担当）

第７条　第２条に定める任務の適切かつ効果的な遂行のため、副学長が担当する授業等については、別に定める。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、副学長に関して必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

（その他）

２　昭和 53 年４月１日制定の神戸女子大学副学長設置規程は、平成 30 年３月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現に副学長にある者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

（その他）

3　平成 30 年 4 月 1 日制定の神戸女子大学副学長規程及び神戸女子短期大学副学長規程は、令和 2 年 3 月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学又は神戸女子短期大学に置かれる部局長の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（範　囲）

第２条　この規程に定める部局長とは、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長、文学研究科長、家政学研究科長、健康栄養学研究科長、看護学研究科長、心理学研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長及び図書館長をいう。

（任　務）

第３条　部局長は、学長の命を受け、それぞれに与えられた校務をつかさどる。

２　部局長は、自ら執行した校務結果等について学長に報告するものとする。なお、報告を受けた学長は、必要に応じて副学長又は部局長と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第４条　部局長は、人格が高潔で、学識に優れた者のうちから、学長が部局長等会議の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第５条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に部局長の選考を行う。

(1) 部局長を新任するとき。

(2) 部局長の任期が満了するとき。

(3) 部局長の辞任の申出を学長が承認したとき。

(4) 部局長が欠員になったとき。

（任期等）

第６条　部局長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第３号又は４号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（授業等の担当）

第７条　第３条に定める任務の適切かつ効果的な遂行のため、部局長が担当する授業等については、別に定める。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、学部長等の選考に関して必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学部局長規程、神戸女子短期大学部長規程及び神戸女子短期大学教学組織規程に定める部長規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学
副学長及び部局長の担当する授業等に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、神戸女子大学・神戸女子短期大学副学長規程第７条及び神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程第７条の規定に基づき、副学長又は部局長（以下「副学長等」という。）が担当する授業等（以下「担当授業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担当授業時間数）

第２条　副学長等がその任務を適切かつ効果的に遂行するため、当該副学長等の担当授業の時間数は、専任教員の基準コマ数に関する規程第２条第１項に定める基準コマ数を標準とし、半期６コマを超えない範囲とする。

２　前項の担当授業には、大学院における授業は含まない。

３　特別な事情がある場合は、申出により、第１項に規定される時間数を超えて担当することができる。

（担当授業の決定）

第３条　副学長等の担当授業及び適用の時期は、学長が決定する。

（補則）

第４条　この内規の運用にあたり、必要が生じたときは、その都度、学長が決定する。

（改廃）

第５条　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この内規は、令和４年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学 教員昇任資格審査に関する内規

（目 的）

第１条　この内規は、神戸女子大学・神戸女子短期大学人事委員会規程第５条に基づき、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下、「本学」という。）教員昇任資格審査の手続き及び審査基準について定める。

（審査手続）

第２条　昇任の対象者は、次の要件を満たす者とする。ただし、顕著な業績を上げた者は、この限りではない。

教授昇任	本学で６年以上の准教授経歴を有する。
准教授昇任	本学で３年以上の助教、第１号講師の経歴を有する。

※他の大学・短期大学における教職歴も、これに準ずることとする。

２　専任教員は、昇任資格審査に拘らず、毎年定められた日までに、「教育研究業績書」を提出（更新）しなければならない。

３　人事委員会は、各学科を構成する各職位の教員数を前提にした上で、本内規に基づき昇任に関する審査を行う。

４　人事委員会の審査報告に基づき、常任理事会が総合的な判断をふまえて、昇任候補者がその職位にふさわしいと判断した時、昇任を決定する。

５　学長は、前項により昇任が決定されたときは、その結果を教授会に報告する。

（審査基準）

第３条　審査にあたっては、次の４つの評価領域を定め、各領域の得点を基に昇任資格審査を行う。

（1）教育業績

（2）研究業績（研究活動を含む）

（3）組織運営貢献度

（4）社会・地域貢献度

２　各評価領域の審査は、現職位の在職期間におけるものとする。ただし、過去最長 10 年以内とする。

（1）教育業績

① 最近３年間の担当コマ数（半期平均）

② 教材・教科書の作成

③ 授業内容・方法の工夫

④ 学生への支援（課外活動などの指導・支援、実習や調査などの指導、厚生面での指導・支援など）

⑤ 教育改善への努力（ＦＤへの積極的参加など）

⑥ シラバスの充実度

教育業績の配点

項目	①	②	③～⑥
配点	半期 6 コマ 2 点、 7 コマ以上 3 点	≦10 点/件	≦4 点 2 点：目的・目標はある程度達成されている。 3 点：目的・目標はかなり達成されている。 4 点：目的・目標は達成されている。

(2) 研究業績（研究活動を含む）

① 著書
② 学術論文
③ 研究紀要
④ 国際学会発表
⑤ 国内学会発表
⑥ 解説・総説・論説
⑦ 特許
⑧ その他

なお、「実務」、「音楽」、「美術」関係については下記に示した項目についても申請を認める。

「実務関係」（学校教育、福祉、衣、食、住関係、看護、心理など）

⑨ 教育機関、企業、研修センター、病院、福祉施設等での指導実績（講師等）
※独自の研究成果を含むものに限る。（それ以外は社会・地域貢献度に該当。）
⑩ 地域における組織の育成実績（リーダー養成など）
⑪ 研究会、研修会、講演会などでの研究発表実績
⑫ 建築設計、コンペ、コレクション、デザインコンテストなどの実績

「音楽関係」

⑬ 演奏
⑭ 作曲
⑮ 指揮
⑯ ＣＤ等製作

「美術関係」

⑰ 出品（個展等も含む。）

研究業績の配点

項目	配点
① 著書	≦30 点/篇
② 学術論文	≦30 点/篇
③ 研究紀要	≦5 点/篇
④ 国際学会発表	≦3 点/件

項目	配点
⑤ 国内学会発表	≦2 点/件
⑥ 解説・総説・論説	≦5 点/篇
⑦ 特許	≦5 点/件
⑧ その他	≦10 点/件

＊共著者数により配点を配分する。

（実務家関係）①～⑧は、上記同様

項目	配点
⑨ ⑩指導実績や育成実績	≦3 点/件
⑪ 研究発表等実績	≦2 点/件
⑫ コンペ等の実績	≦10 点/件

（音楽関係）①～⑧は、上記同様

項目	配点
⑬ 演奏	≦10 点/件
⑭ 作曲	≦10 点/曲
⑮ 指揮	≦5 点/件
⑯ ＣＤ等製作	≦5 点/件

（美術関係）①～⑧は、上記同様

項目	配点
⑰ 出品	≦10 点/件

研究活動

① 補助金採択費、科学研究費補助金採択、その他学外資金獲得

② 研究生・客員研究員等の受け入れ

③ 国内・国外機関との共同研究

研究活動の配点

項目	①	②	③
配点	≦10 点/件	≦3 点/件	≦3 点/件

(3) 組織運営貢献度

① 委員会の現職期間について、以下の評価による。

委員会委員長　　1～3 点/1 年

委員会委員　　1 点/1 年

② 出勤状況

週平均出勤回数	週 4 回未満	週 4 回以上
配点	0 点	3 点

③ 各委員会への参加状況（年平均）

出席回数	3 回未満	4 回未満	6 回未満	8 回未満	8 回以上
配点	0 点	1 点	3 点	4 点	5 点

※ただし、委員会が重なった場合や公務による欠席は、出席扱いとする。

④ 教授会への参加状況（年平均）

欠席回数	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回以上
配点	5 点	4 点	3 点	2 点	0 点

※ただし、公務による欠席はカウントしない。

⑤ オープンキャンパス・入試業務の担当状況（年平均）

出席回数	10 回以上	9～1 回
配点	10 点	1 点/1 回

⑥ その他、組織運営協力度を別途加点減点する。

(4) 社会・地域貢献度

① 行政審議会等の委員
② 地域の諸行事の企画参加
③ 地域の諸行事の参加
④ 福祉その他社会的活動
⑤ スポーツ等地域リーグ等の指導
⑥ 企業内教育、大学公開講座、社会教育講座の講師
⑦ 高大連携に関する講師
⑧ その他

社会・地域貢献度の配点

項目	①	②	③	④
配点	≦5 点/件	≦3 点/件	≦2 点/件	≦2 点/件
項目	⑤	⑥	⑦	⑧
配点	≦3 点/件	≦3 点/件	≦3 点/件	≦3 点/件

3　昇格審査対象者資格必要最低点

昇任審査を受ける全ての教員は、教育業績及び研究業績について、以下の最低条件を満たした上で、下記表の各評価項目において、表記の得点に達した場合は、昇任審査対象者としての資格を得る。

(1) 教育業績については、業績②を除く各項目の得点が２点以上であること

(2) 研究業績については、研究業績①～③の項目の合計得点が、准教授昇任については３点以上、教授昇任については６点以上含まれていること

	教授昇任	准教授昇任
教育業績	≧15	≧10
研究業績（研究活動含む）	≧35	≧25
組織運営貢献度	≧20	≧15
社会・地域貢献度	≧10	≧ 5
合　計	≧80	≧55

（改 廃）

第４条　この内規の改廃は、人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この内規は、令和５年 10 月１日から施行する。

2　この内規の施行に伴い、神戸女子大学・神戸女子短期大学教員昇任資格審査基準は廃止する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学客員教授等規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子大学大学院及び神戸女子短期大学における客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教（以下、「客員教授等」という。）に関して必要な事項を定める。

（客員教授等の委嘱）

第２条　客員教授等として委嘱する者は、教育・研究に関して国内外において特に優れた学識経験のある者、及び各界において特に優れた知識・技術等を有し、教育上の能力があると認められる者とする。

２　客員教授等の委嘱内容は次の各号とする。

（1）本学園の大学院・大学・短期大学において正規カリキュラムに組み込む授業および大学院における研究指導の担当。

（2）臨時の特別授業の担当。なお、原則として単位の認定は行わない。

（3）本学園で認められた共同研究の担当。

（4）高度専門職としての技術、知識、経験等に基づく指導。

（手　続）

第３条　客員教授等の委嘱の手続きについては、４月①日委嘱の場合は、原則として前年度の 11 月末日までに、年度途中の場合はその年の４月末日までに、大学院においては専攻主任から研究科長を経て、大学においては学科主任から学部長を経て、また短期大学においては学科主任から短期大学部長を経て、それぞれ学長に次の書類を提出する。なお、研究科長、学部長または短期大学部長は提出にあたり、教授会または研究科委員会の意見を聴くことができる。

（1）客員教授等申請書（様式１）

（2）履歴書（写真添付）（学園所定用紙）

（3）教育研究業績書（文部科学省様式に準ずる）

２　第２条第２項第２号に掲げる臨時の特別授業を担当する客員教授等で単位認定を行わない場合は、前項第１号・第２号の書類を提出する。

３　第５条第１項ただし書に規定する客員教授等の任期の更新の場合は、第１項第１号の書類を提出する。

４　客員教授等が所属する企業・団体等（以下「所属企業等」という。）における職位変更に伴い客員教授等の職位の変更を申請する場合は、所属企業等の職位変更の通知を受けた後速やかに第１項第１号・第２号の書類を提出する。

（任　免）

第４条　学長は人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き、理事長に推薦書（様式２）を提出する。

２　理事長は学長の推薦に基づき、客員教授等の任免を決定する。

（期　間）

第５条　客員教授等の委嘱期間は、原則として年度末までの１年以内とする。ただし、この期間は更新することができる。

2　客員教授等の年齢は、委嘱（更新を含む。）する年度開始日の前日において 70 歳に達していない者とする。ただし、理事長が特に認めるときは、上記の年齢の制限を超えて委嘱することができる。

3　第 3 条第 4 項に規定する場合は、新たな客員教授等の職位を所属企業等の職位変更の時期に遡って適用するものとする。

（委嘱条件）

第６条　客員教授等の勤務は非常勤とする。

2　客員教授等の委嘱料又は給与は、支給しないものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、学外講師（大学・短期大学の取扱内規）の例に準じて報酬及び交通費を支給することができる。

3　その他、この規程に定めのない事項については、行吉学園非常勤講師の就業に関する規程を準用する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この規程の施行に伴い、客員教授等に関する内規（平成 16 年 10 月 1 日制定）は廃止する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学客員研究員規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における客員研究員の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（客員研究員）

第２条　学外の学術研究者との交流を図ることによって学術の進展に寄与するため、本学において高度の研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れることができる。

２　客員研究員のうち、特別に必要と認められた者には、特別客員研究員の呼称を用いることができる。

（条件）

第３条　客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

(1) 特定の研究の発展のために、本学の教員が学外の研究者と共同研究をする場合

(2) 前号に準ずる場合

（申請）

第４条　客員研究員を受け入れようとする学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、学部長等は、申請内容について教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴くことができる。

（承認）

第５条　前条の申請があったとき、学長は、申請を適当と認めたときは、部局長の意見を聴取して受入れを承認する。

（研究期間）

第６条　研究期間は、1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を承認することができる。

（待遇）

第７条　客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

（施設の利用）

第８条　客員研究員には、図書館、その他必要な施設の利用を認めることができる。ただし、特に研究室の措置はしない。

（経費）

第９条　客員研究員の行う実験等に要する経費は、これを徴収することができる。

（施行の細則）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学名誉教授称号授与規程

（称号の授与）

第１条　神戸女子大学又は神戸女子短期大学（以下「本学」と総称する。）は、本学に学長又は教授として多年勤務し、かつ、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、この規程の定めるところにより、神戸女子大学名誉教授又は神戸女子短期大学名誉教授（以下「名誉教授」と総称する。）の称号を授与する。

（勤続年数）

第２条　前条に規定する学長又は教授として多年勤務した者とは、本学の学長又は教授として 15 年以上勤務した者をいう。

２　前項の勤続年数の計算については、次の各号に掲げる年数を通算することができる。

(1) 本学の准教授又は助教授として勤務した年数の２分の１、助教又は講師として勤務した年数の３分の１

(2) 本学以外の大学（短期大学を含む。）の教授として勤務した年数の 3 分の 2、准教授又は助教授として勤務した年数の３分の１、助教又は講師として勤務した年数の 9 分の 2

３　前項の規定は、本学の学長又は教授として勤務した年数が５年以上の者に限り適用する。

（勤続年数の特例）

第３条　神戸女子大学瀬戸短期大学の教授として勤務した年数は前条第 1 項を適用し、准教授又は助教授、及び助教又は講師として勤務した年数は同条第 2 項第 1 号を適用する。

（特別選考）

第４条　第２条及び第３条の勤務年数にかかわらず、教育上又は学術上卓越した功績のあった者に対しては、特別に選考して名誉教授の称号を授与することができる。

（選考方法）

第５条　名誉教授の選考を行うに当たっては、学長の発議により選考委員会を設けて審議する。

（選考委員会）

第６条　選考委員会は、学長、副学長、学部長及び短期大学部長をもって構成する。

（辞令書）

第７条　名誉教授の称号を授与するときは、別記各様式による称号記を交付する。

（改廃）

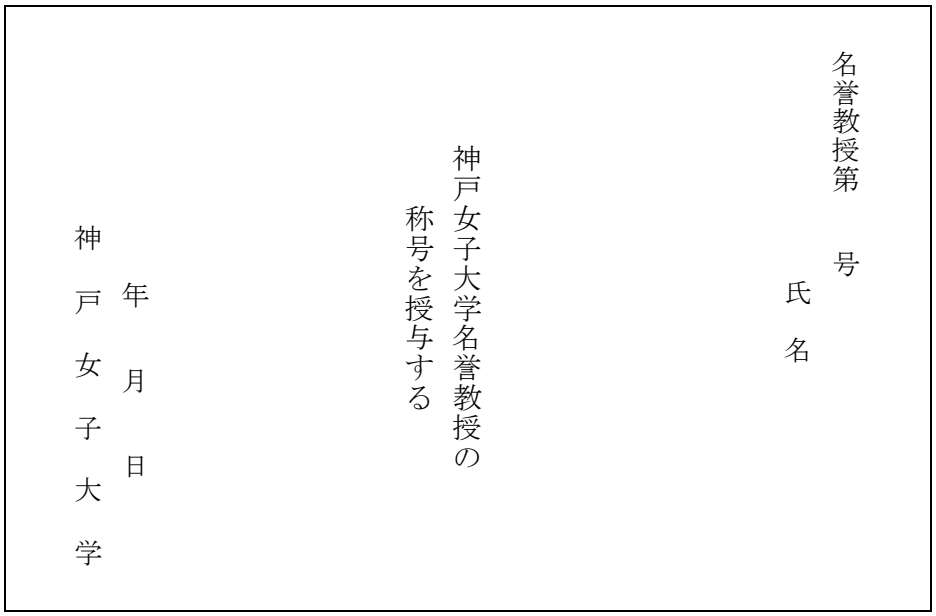
第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

第２条　この規程の施行に伴い、神戸女子大学名誉教授称号授与規程及び神戸女子短期大学名誉教授称号授与規程は廃止する。

（別記様式１：神戸女子大学名誉教授称号記）



（別記様式２：神戸女子短期大学名誉教授称号記）

